

事業計画書目次

[健康福祉局]

7款4項1目

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和7年度		令和6年度		増△減(7-6)		新規・拡充
		事業費	市債+一財	事業費	市債+一財	事業費	市債+一財	
1	扶助事務費	1,610,786	1,052,425	1,490,929	1,002,255	119,857	50,170	
2	生活保護費	133,635,236	32,763,096	131,742,686	32,305,344	1,892,550	457,752	
3	医療機関研修費補助金	1,290	1,290	1,290	1,290	0	0	
4	生活保護者法外援助費	10,319	7,154	6,836	3,893	3,483	3,261	
5	被保護者自立支援プログラム事業	552,871	155,584	493,306	150,378	59,565	5,206	
6	要介護認定調査委託費	6,410	6,410	5,822	5,822	588	588	
7	生活困窮者自立支援事業	1,076,418	359,310	990,203	332,018	86,215	27,292	○
8	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付原資助成事業	13,989	3,498	19,220	4,806	△ 5,231	△ 1,308	
9	横浜市自立生活安定化支援事業	45,128	16,171	25,152	8,576	19,976	7,595	
10	ひきこもり相談支援事業	31,675	9,351	27,203	8,271	4,472	1,080	○
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
	計	136,984,122	34,374,289	134,802,647	33,822,653	2,181,475	551,636	

令和7年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	生活支援課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	1					
歳出予算科目	一般会計	7	款	4	項	1	目	政策番号	99	施策番号	99
事業名称	扶助事務費										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	1,610,786	553,764	0	4,597	0	1,052,425
令和6年度	1,490,929	484,841	0	3,833	0	1,002,255
増▲減	119,857	68,923	0	764	0	50,170

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	1,278,672	1,322,043	1,610,786	1,609,654	1,609,654
	市債+一般財源	804,814	764,731	1,052,425	1,041,293	1,041,293
決算	事業費	2,247,306	2,108,494			
	市債+一般財源	1,768,065	1,549,669			

事業概要 (アクティビティ)	生活保護法に基づき、生活に困窮している国民等を対象に、国の定める基準のもと困窮等の程度に応じた方策を講じ、健康で文化的な最低限度の生活を保障して、対象世帯の自立助長を図る。生活保護関連事業の執行に必要な事務的経費。						
-------------------	---	--	--	--	--	--	--

事業指標① (アウトプット)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
第三者行為求償	単位	目標	51	51	51	31	31	31	31
	件	実績	32	29					
事業指標② (アウトカム)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
-	単位	目標	-	-	-	-	-	-	-
	-	実績	-	-					

事業目的	<p>健康福祉局及び各区福祉保健センターにおける生活保護法の適正な運営の確保及び円滑な執行のための事務的経費。</p> <p>健康福祉局分事務費</p> <p>(1) 生活保護指導監査事業：各区福祉保健センターに対して指導監査を行い、法の適正な実施と円滑な運営を図る。 (2) 生活保護適正化実施事業：特別相談員が区の告訴等の支援や警察との連携強化により不正受給対策等を推進する。 (3) 適正な医療扶助の執行事業：生活保護法による医療機関の指定促進啓発と被保護者の受診確保を図る。 オンライン資格確認の安定的な運用、診療報酬の適正な支出を図る。 (4) 債権回収事業：適正な債権管理及び未収債権回収の取組みを推進する。</p> <p>福祉保健センター執行事業</p> <p>(1) 各区福祉保健センターにおける生活保護法の適正な運営の確保及び円滑な執行を図るため補完的措置を行う。 (2) 被保護者の支援向上を図ることを目的に、生活保護業務に従事する関係職員の研修啓発を行う。 (3) 生活保護費の窓口での支給業務について、現金取扱いリスクの軽減及び確実な支給を行う。</p> <p>生活保護システム事業分 健康福祉局及び各区福祉保健センターの機器リース料、保守委託料及びシステム修正費用並びに経常業務経費。</p> <p>医療レセプト管理システム事業分 生活保護版レセプト情報管理システムの保守管理料、機器リース料等の経常業務経費。</p>
------	--

背景・課題	法定受託事務の生活保護における事務的経費。令和3年9月1日「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」の施行により、生活保護システムを国が示す標準仕様に準拠したシステムに移行する必要などもあり、事業費は増加傾向にある。国費補助事業であるが、横浜市の負担も伴うため、今後も生活保護法に基づき適正に事業を執行する。
-------	---

根拠法令・方針決裁等	生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号） 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）
------------	---

根拠・データ等	過年度実績及び見積書による
---------	---------------

事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和25年度 生活保護制度開始に伴い監査事業・事務費の開始 ・昭和36年度 医療扶助の開始 ・平成22年度 医療レセプト管理システム運用開始 ・平成23年度 生活保護適正化事業開始 ・平成25年度 生保システム運用開始（事業実施は平成23年度から） ・令和4年度 システム標準化対応業務委託開始 ・令和6年度 医療扶助オンライン資格確認運用開始
----------	---

事業開始年度	昭和25年
--------	-------

(単位：千円)

細事業名称	7年度	6年度	差引（増減）	増減説明
-------	-----	-----	--------	------

細事業(事業内訳)	1	生活保護指導監査事業	4,491	3,976	515	会計年度任用職員人件費の増
	2	生活保護適正化実施事業	25,343	22,924	2,419	会計年度任用職員人件費の増
	3	適正な医療扶助の執行	252,776	235,330	17,446	主に会計年度任用職員人件費の増
	4	債権回収	38,684	42,008	▲3,324	会計年度任用職員人件費の減
	5	事務費	852,104	702,537	149,567	主に会計年度任用職員人件費の増
	6	生保システム	■■■	■■■	■■■	機器更新完了による委託料の減
	7	システム標準化対応業務委託	■■■	■■■	■■■	委託内容見直しによる減
	8	医療レセプト管理システム	6,421	8,224	▲1,803	機器更新に伴う使用料の減
	9	生活保護費窓口支給事務事業	80,849	70,606	10,243	会計年度任用職員人件費の増
	細事業合計			1,610,786	1,490,929	119,857

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	伊藤 泰毅	中川 晴美	粟村 茉莉子

令和7年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	生活支援課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	2					
歳出予算科目	一般会計	7	款	4	項	1	目	政策番号	14	施策番号	1
事業名称	生活保護費										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	133,635,236	99,217,615	0	1,654,525	0	32,763,096
令和6年度	131,742,686	97,952,107	0	1,485,235	0	32,305,344
増▲減	1,892,550	1,265,508	0	169,290	0	457,752

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	127,081,240	129,448,671	138,004,215	142,160,417	146,685,531
	市債＋一般財源	31,353,840	31,764,719	34,501,054	35,540,104	36,671,383
決算	事業費	128,918,056	132,027,559			
	市債＋一般財源	31,342,974	32,642,614			

事業概要 (アクティビティ)	生活保護法に基づき、生活に困窮する者に対して必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するのに必要な保護費（生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助）、就労自立給付金、進学・就職準備給付金の給付及び施設事務費、委託事務費を支弁する。						
-------------------	---	--	--	--	--	--	--

事業指標① (アウトプット)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
単位	目標								
	実績								
事業指標② (アウトカム)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
単位	目標								
	実績								

事業目的	<p>[事業目的] 日本国憲法第25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行いその最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。（生活保護法第1条）</p> <p>[生活保護制度の基本原則] 国家責任による最低生活保障の原則（第1条）、保護請求権無差別平等の原則（第2条）、健康で文化的な最低生活保障の原則（第3条）、保護の補正性の原則（第4条）</p>
------	---

背景・課題	
-------	--

根拠法令・方針決裁等	生活保護法、生活保護法施行令、生活保護法施行規則、保護の実施要領
------------	----------------------------------

根拠・データ等	生活保護統計月報
---------	----------

事業スケジュール	毎月の定例支給日及び追給日（月2回）に被保護者へ生活保護費を支給する（通年）。
----------	---

事業開始年度	昭和25年度
--------	--------

(単位：千円)

細事業名称		7年度	6年度	差引（増減）	増減説明
細事業（事業内訳）	1 生活保護費	133,635,236	131,742,686	1,892,550	主に医療扶助費の増
	細事業合計	133,635,236	131,742,686	1,892,550	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 伊藤 泰毅	係長 中川 晴美	佐藤 陽香
------------------------------------	-------------	-------------	-------

令和7年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	生活支援課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	3	
歳出予算科目	一般会計	7 款 4 項	1 目	政策番号	14	施策番号	99
事業名称	医療機関研修費補助金						

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	1,290	0	0	0	0	1,290
令和6年度	1,290	0	0	0	0	1,290
増▲減	0	0	0	0	0	0

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290
	市債＋一般財源	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290
決算	事業費	1,290	1,290			
	市債＋一般財源	1,290	1,290			

事業概要 (アクティビティ)	横浜市医師会、同歯科医師会、同薬剤師会がそれぞれの生活保護指定医療機関に対し、自主的に行う指導、講習会及び各種会議、委員会、医療機関の指定促進、制度周知等の事業に要する経費並びに医療扶助の現物給付、福祉保健センター嘱託医の推薦等に要する経費に対し、補助金を交付する。							
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
指定医療機関(医科) 指定率	単位	目標	75	75	75	75	75	75
	%	実績	75.5	75.9				
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
利用可能となった医療機関数(医科)	単位	目標	2,472	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	件	実績	2,488	2506				
事業目的	生活保護法による指定医療機関指導補助金交付要綱に基づき、横浜市医師会、横浜市歯科医師会及び横浜市薬剤師会が実施する指導研修及び生活保護法の指定促進に関わる経費に対し、その資金を交付することにより、生活保護法による医療扶助の適正かつ円滑な運営を図る。							
背景・課題	生活保護法による指定医療機関指導補助金交付要綱に基づく事業							
根拠法令・方針決裁等	生活保護法による指定医療機関指導補助金交付要綱							
根拠・データ等	過年度実績による							
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市医師会、同歯科医師会及び同薬剤師会から交付申請を受け、内容を審査し、生活保護医療担当機関指導補助金を交付する。(7～9月) 横浜市医師会、同歯科医師会及び同薬剤師会からの実績報告に基づき、交付金額を確定する。(3～5月) 							
事業開始年度	昭和50年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	医療機関研修費補助金	1,290	1,290	0	
	細事業合計	1,290	1,290	0		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 伊藤 泰毅	係長 島田 鷹志	小向 圭祐
------------------------------------	-------------	-------------	-------

令和7年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	生活支援課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	4					
歳出予算科目	一般会計	7	款	4	項	1	目	政策番号	14	施策番号	99
事業名称	生活保護者法外援護費										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	10,319	0	0	3,165	0	7,154
令和6年度	6,836	0	0	2,943	0	3,893
増▲減	3,483	0	0	222	0	3,261

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	7,299	6,267	10,319	10,319	10,319
	市債+一般財源	4,356	3,324	7,154	7,154	7,154
決算	事業費	6,794	5,705			
	市債+一般財源	-818	2,024			

事業概要 (アクティビティ)	①保護施設援護費：保護施設に対して法律外の援護を行うことにより、支援の向上を図る。制度開始以降、法定の施設事務費に職員配置加算が増設されたことから、平成28年度より当該法外扶助を段階的に見直し、平成30年度から新要綱へ移行した。 ②被保護者援護費：生活保護法による被保護世帯に対して法律外の援護を行うことにより、支援の向上を図る。						
-------------------	--	--	--	--	--	--	--

事業指標① (アウトプット)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
法外援護物品	単位	目標	500	500	500	500	500	500	500
	セット	実績	329	283					
事業指標② (アウトカム)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
-	単位	目標	-	-	-	-	-	-	-
	-	実績	-	-					

事業目的	<ul style="list-style-type: none"> 保護施設援護費：保護施設に対して法律外の援護を行うことにより、入所者の処遇向上を図る。 被保護者援護費：生活保護世帯に対して法律外の援護を行うことにより、支援の向上を図る。
------	---

背景・課題	<ul style="list-style-type: none"> 保護施設援護費：保護施設の財源は施設事務費等の公費であり、配置基準を上回る職員配置や職員平均勤続年数の上昇に伴う施設の賃金負担が大きい。施設の経営状況を安定させ、入所者の処遇を向上させるために支援が必要である。 被保護者援護費：単身の被保護者等が緊急入院・入所等をした際、必要な日用品・肌着の所持が無い場合に、現物による支援が必要である。
-------	--

根拠法令・方針決裁等	生活保護法外援護対策費支給要綱、横浜市保護施設法外扶助費支給要綱、横浜市保護施設用地貸付要綱
------------	--

根拠・データ等	過年度実績による
---------	----------

事業スケジュール	①施設への法外援護費については、四半期ごとに概算払と精算を行う。 ②被保護者への緊急対応としての日用品・肌着支給については、年度に1度購入し、各区へ配布、随時現物を支給する。
----------	--

事業開始年度	昭和45, 63年度
--------	------------

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	保護施設援護費	9,719	6,236	3,483	実績に基づく増
2	被保護者援護費	600	600	0		
細事業合計		10,319	6,836	3,483		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 伊藤 泰毅	係長 中川 晴美	座田 健児
------------------------------------	-------------	-------------	-------

令和7年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	生活支援課	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	5
歳出予算科目	一般会計	7	款	4	項	1
事業名称	被保護者自立支援プログラム事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	552,871	395,074	0	2,213	0	155,584
令和6年度	493,306	340,972	0	1,956	0	150,378
増▲減	59,565	54,102	0	257	0	5,206

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	494,574	492,372	552,871	552,871	552,871
	市債＋一般財源	150,794	150,157	155,582	155,582	155,582
決算	事業費	483,686	492,468			
	市債＋一般財源	142,376	156,680			

事業概要 (アクティビティ)	生活保護制度が目的とする被保護世帯の「自立助長」のため、被保護者の抱える多様な課題に対応する支援を実施し、被保護世帯の就労自立・日常生活自立・社会生活自立を推進します。						
-------------------	--	--	--	--	--	--	--

事業指標① (アウトプット)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
就労支援者数	単位	目標	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
	人	実績	4,871	4,915	/	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
上記による就労者数	単位	目標	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
	人	実績	2,286	2,131	/	/	/	/	/

事業目的	<p>生活保護法に基づく「能力活用」の原則ならびに「自立助長」の目的を達成するため、被保護者の経済的自立、日常生活自立、社会生活自立を支援するため、自立支援プログラムを推進する必要があります。当プログラムでは以下の事業を展開し、被保護者の多様な課題の解決に向けて支援を円滑に行ってまいります。</p> <p>(1) 就労支援事業</p> <p>① 就労支援専門員(会計年度任用職員)</p> <p>社会福祉に関する相談援助業務又はハローワーク等での職業相談業務への従事経験があり、就労支援の専門知識を有する者を各区2人以上配置(計68人)し、稼働能力を有する被保護者の就労支援を行います。</p> <p>主な業務として、被保護者の求職相談、求人情報の提供及び求職方法の指導援助、就職斡旋を行う他、必要に応じてハローワーク等での求職活動や企業面接への同行など、ケースワーカーと連携し、様々な課題に対して個別性の高い支援を行うことを通じて、被保護者の就労や就労に向けた意欲喚起や社会参加等の自立に向けた支援に繋がります。</p> <p>② ハローワークと連携した一体的な就労支援事業(ジョブスポット)</p> <p>各区役所内にハローワークの相談窓口を設置し、被保護者・生活困窮者・ひとり親で就労支援を必要とする者を対象にハローワーク職員が区で職業相談・職業紹介を行い、区とハローワークが連携した一体的な就労支援を実施することで、就職率の向上に繋がります。</p> <p>(2) 無料職業紹介事業</p> <p>各区福祉保健センターを事業所とした無料職業紹介事業を実施し、被保護者・生活困窮者の状況に応じた求人開拓をすることで、就労に繋がります。また、就職支援・意欲喚起セミナーを実施することにより、就労実現に向けての意欲向上に繋がります。</p> <p>(3) 就労準備支援事業</p> <p>職業体験や、体験前の事前講座等を実施し、社会とのつながりの構築や、就労実現のきっかけを作ることで、就労意欲の喚起や一般就労に向けた基礎能力の形成に繋がります。</p> <p>(4) 教育支援事業</p> <p>児童福祉に関する相談援助業務や、教育・進学に関する業務、社会福祉に関する相談援助業務への従事経験のある者を教育支援専門員(会計年度任用職員)として各区1人配置(計18人)し、被保護世帯の子どものその養育者に高校進学支援及び高校進学後の定着支援等を行います。</p> <p>主な業務として、高等学校等に関する情報提供や進学に必要な手続き支援、通学継続支援、就学に関する生活保護制度上の取扱及び各種貸付制度に関する説明、進学に向けての意欲喚起を行うことで、将来に向けた選択肢の幅を広げ、貧困の連鎖の防止に繋がります。</p> <p>(5) 年金相談事業</p> <p>要保護者、被保護者の年金受給資格可否についての検討及び調査や、年金についての相談支援、年金裁定請求手続き等の支援を行うことで、生活保護費の減額が期待できます。</p> <p>社会保険労務士資格所持者もしくは同等以上の年金制度に関する知識を有する者、または年金事務所等での業務経験があり、年金制度に対する相当程度の知識を有する者を年金相談専門員(会計年度任用職員)として健康福祉局に11人配置し、1人あたり1～3区の兼務で、全区の被保護者の年金に関する調査事務やケースワーカーへの年金に関する相談支援等を行います。</p> <p>(6) 区独自自立支援事業(中区仕事チャレンジ講座、泉区若者社会参加促進事業、中区仕事チャレンジアシスト事業、中区自立生活等支援事業)</p> <p>区における独自の課題に対し、その改善に向けた取組を行うことにより、当該区の被保護者等の自立支援を推進します。</p> <p>(7) 被保護者家計改善支援事業</p> <p>生活保護受給世帯の抱える家計収支の均衡が取れていない、あるいは多重債務を抱えるなど、家計に課題を抱える生活困窮者に対して、自身で家計の把握を行い、改善に取り組めるよう情報提供や専門的な助言・支援等を実施します。</p>						
------	---	--	--	--	--	--	--

背景・課題	被保護者の抱える問題は多岐にわたります。生活保護は被保護者の自立助長を目的としていますが、一言に「自立」といっても、就労ばかりではなく、その人にとっての「自立」を助長するために、さまざまな課題に対応する支援が必要です。						
-------	---	--	--	--	--	--	--

根拠法令・方針決裁等	生活保護法、就労支援プログラム実施要綱、就労支援専門員による就労支援事業実施要綱、横浜市就労準備支援事業実施要綱、教育支						
------------	--	--	--	--	--	--	--

	援専門員による支援事業実施要綱、横浜市の生活保護担当年金相談事業実施要領、横浜市の家計改善支援事業実施要綱
根拠・データ等	<p>被保護人員数：令和2年度68,215人、令和3年度68,087人、令和4年度68,029人、令和5年度68,130人 稼働年齢層(15歳～64歳)の被保護者数：令和2年度30,368人、令和3年度30,434人、令和4年度30,527人、令和5年度30,937人 非稼働の被保護者数：令和2年度20,791人、令和3年度20,873人、令和4年度21,021人、令和5年度21,396人 ※非稼働の被保護者数は、傷病や障害等により就労できない方を含む</p> <p>【根拠】 被保護人員数、稼働年齢層の被保護者数、非稼働の被保護者数：本市被保護者調査集計結果（各年度7月末現在） 就労支援者数および就労者数：（目標）横浜市中期計画（実績）就労支援専門員実績報告</p>
事業スケジュール	各事業通年で実施
事業開始年度	平成14年度

		(単位：千円)			
細事業(事業内訳)	細事業名称	7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	就労支援事業	307,273	271,934	35,339
2	無料職業紹介事業	■■■	■■■	■■■	
3	就労準備支援事業	■■■	■■■	■■■	人件費の増
4	教育支援事業	79,820	68,936	10,884	会計年度任用職員人件費の増
5	年金相談事業	50,160	44,450	5,710	会計年度任用職員人件費の増
6	中区チャレンジ講座	■■■	■■■	■■■	講座回数増による事業費増
7	泉区若者社会参加促進事業	■■■	■■■	■■■	人件費見直しによる増
8	中区仕事チャレンジアシスト事業	■■■	■■■	■■■	人件費及び事業費の増
9	中区自立生活等支援事業	■■■	■■■	■■■	人件費の増
10	被保護者家計改善支援事業	■■■	■■■	■■■	人件費の増
細事業合計		552,871	493,306	59,565	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	伊藤 泰毅	鈴木 大輔	井上 万作

令和7年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	生活支援課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	6
歳出予算科目	一般会計	7 款 4 項	1 目	政策番号	14	施策番号 99
事業名称	要介護認定調査委託費					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	6,410	0	0	0	0	6,410
令和6年度	5,822	0	0	0	0	5,822
増▲減	588	0	0	0	0	588

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	5,533	5,570	6,410	6,410	6,410
	市債＋一般財源	5,533	5,570	6,410	6,410	6,410
決算	事業費	4,492	6,020			
	市債＋一般財源	4,492	6,020			

事業概要 (アクティビティ)	次の(1)から(3)の各号に該当する者を対象に、指定居宅介護支援業者等に要介護認定調査を委託し、介護扶助の適正実施を図る。 (1) 生活保護法第6条第2項に定める要保護者。 (2) 介護保険法施行令第2条で定める特定疾病の状態にある者。 (3) 医療保険未加入のため介護保険法第9条第2号に定める被保険者になれない者。								
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
調査実施回数	単位	目標	906	916	1,005	1,095	1,185	1,275	1,365
	回	実績	690	985					
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
-	単位	目標	-	-	-	-	-	-	
	-	実績	-	-					
事業目的	生活保護法による要介護認定調査を、生活保護法第54条の2第1項の指定を受けた指定居宅介護支援事業者等(新規調査については介護保険法第24条の2第1項に定める指定市町村事務受託法人)に委託することにより、介護扶助の適正実施を図る。								
背景・課題	生活保護法に基づく事業								
根拠法令・方針決裁等	生活保護法、生活保護法による要介護認定調査委託要綱(平成12年4月1日施行)								
根拠・データ等	過年度実績による								
事業スケジュール	新規調査は、指定市町村事務受託法人へ委託し、継続・施設調査は各区生活支援課にて執行する。								
事業開始年度	平成12年								

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
		1 要介護認定調査委託費	6,410	5,822	588
細事業合計		6,410	5,822	588	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	伊藤 泰毅	島田 鷹志	萩原 梨恵

令和7年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	生活支援課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	7	
歳出予算科目	一般会計	7 款 4 項	1 目	政策番号	14	施策番号	2
事業名称	生活困窮者自立支援事業						

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	1,076,418	713,071	0	4,037	0	359,310
令和6年度	990,203	520,767	133,966	3,452	0	332,018
増▲減	86,215	192,304	▲133,966	585	0	27,292

歳出		令和4年度	令和5年度
予算	事業費	1,514,081	1,363,749
	市債＋一般財源	458,775	431,236
決算	事業費	919,484	747,442
	市債＋一般財源	75,586	73,818

令和8年度	令和9年度	令和10年度
1,076,418	1,076,418	1,076,418
359,310	359,310	359,310

事業概要 (アクティビティ)	生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」として、法に基づき自立に向けた包括的な相談支援を実施する。						
-------------------	---	--	--	--	--	--	--

事業指標① (アウトプット)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
支援申込件数	単位	目標	15,500	10,000	2,700	3,900	5,100	6,300	7,500
	件	実績	2,841	2,453					
事業指標② (アウトカム)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
就労家計やその他理由等による目標達成者数	単位	目標	10,000	5,000	1,900	2,700	3,600	4,400	5,200
	件	実績	6,249	1,689					

事業目的	<p>就労等による経済的困窮を支える支援のみではなく、その人らしい自立に向けた支援を実施します。各種制度の狭間に陥ることがないように包括的に相談を受け止める仕組みを構築し、各関係機関と連携を図りながら、本人に寄り添い、地域でその人らしく生活できるよう支援することを目的としています。</p> <p>コロナ禍に実施されていた、制度改革等の影響で、相談数、支援申込数は急増し、その影響は縮小してきましたが、コロナ禍よりも前の相談数に比べると高止まりしています。</p> <p>今後も、物価高の影響やコロナ禍の支援策で行われていた、各種貸付金の返済等により生活に困窮する方の相談が多くあると見込まれ、そのような方々に対しても早期に就労、家計管理など複合的な視点で支援を行い、第2のセーフティネットとしての役割を果たします。</p> <p>昨今の社会経済や生活環境の変化により生活困窮に陥るリスクは増加していますが、本事業で受け止めて支援することで、生活保護申請件数に大きな変化はなく推移している状況です。</p>
------	---

背景・課題	本事業で対象としている生活困窮者は、失業等を背景とする経済的な困窮だけではなく、就労の状況、心身の状況、住まいの確保、家族の課題、家計の課題、債務、社会的な孤立など、抱える課題が複雑で多様化しています。
-------	---

根拠法令・方針決裁等	生活困窮者自立支援法
------------	------------

根拠・データ等	<p>【4月時点における生活保護受給世帯数】</p> <p>平成30年度:53,925世帯、令和元年度:53,844世帯、令和2年度:54,110世帯、令和3年度:54,806世帯、令和4年度:55,145世帯、令和5年度:55,499世帯</p> <p>【生活保護申請件数】</p> <p>平成29年度:9,078件、平成30年度:8,546件、令和元年度:8,664件、令和2年度:9,154、令和3年度:9,641件、令和4年度:10,430件</p>
---------	---

事業スケジュール	通年で実施
----------	-------

事業開始年度	平成27年度
--------	--------

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	自立相談支援事業	19,421	18,880	541
2	住居確保給付金	147,396	215,493	▲68,097	実績に基づく扶助費の減
3	就労準備支援事業	■■■	■■■	■■■	人件費及び事業費の増
4	家計改善支援事業	■■■	■■■	■■■	人件費及び事業費の増

細事業(事業内訳)	5	寄り添い型学習支援事業	■■■	■■■	■■■	人件費の増による事業費の増
	6	就労訓練事業	■■■	■■■	■■■	管理費の見直しによる減
	7	局事務費	■■■	■■■	■■■	旅費を自立相談支援事業へ計上したため減
	8	会計年度任用職員人件費	497,207	381,239	115,968	期末・勤勉手当の増
	細事業合計		1,076,418	990,203	86,215	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	伊藤 泰毅	菊池 智美	山下 裕也

令和7年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	生活支援課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	8					
歳出予算科目	一般会計	7	款	4	項	1	目	政策番号	14	施策番号	99
事業名称	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付原資助成事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	13,989	10,491	0	0	0	3,498
令和6年度	19,220	14,414	0	0	0	4,806
増▲減	▲5,231	▲3,923	0	0	0	▲1,308

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	27,656	21,450	13,989	13,989	13,989
	市債＋一般財源	6,915	5,363	3,498	3,498	3,498
決算	事業費	0	3,272			
	市債＋一般財源	-20,741	-12,815			

事業概要 (アクティビティ)	国の要綱に基づき、都道府県社会福祉協議会が、一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行う際の、貸付原資を支給する。							
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
貸付対象	単位	目標	28	23	18	18	18	18
	件	実績	13	10	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
-	単位	目標	-	-	-	-	-	-
	-	実績	-	-	/	/	/	/
事業目的	<p>社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会が行う「要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業」に要する貸付原資として補助金を交付することにより、事業対象世帯の自立を支援し、併せて生活保護の適正化を図る。</p> <p>《参考：要保護世帯向け不動産担保型生活資金の制度趣旨（国）》 居住用不動産の現金化を容易にし、所有する住居に住み続けながらその活用を促す施策として、要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付制度を新たに設け、居住用不動産を有する高齢者世帯については当該貸付金の利用を生活保護に優先させるとともに、利用している間は生活保護の適用を行わない。</p>							
背景・課題	要保護世帯向け不動産担保型生活資金の制度趣旨（国）に基づく事業							
根拠法令・方針決裁等	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金交付要綱							
根拠・データ等	過年度実績による							
事業スケジュール	毎月月上旬に、神奈川県社会福祉協議会が、対象者へ1か月分の金額の貸付を行う。 新規対象者の申し込みは、神奈川県社会福祉協議会が随時受け付けている。 3月分の貸付終了後、本市から神奈川県社会福祉協議会へ補助金交付を行う。							
事業開始年度	平成19年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付原資助成事業	13,989	19,220	▲5,231	対象者および臨時増額貸付額の減による減
細事業合計		13,989	19,220	▲5,231		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 伊藤 泰毅	係長 佐藤 洋一	中里 千鶴
------------------------------------	-------------	-------------	-------

令和7年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	生活支援課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	9					
歳出予算科目	一般会計	7	款	4	項	1	目	政策番号	14	施策番号	2
事業名称	横浜市自立生活安定化支援事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	45,128	28,957	0	0	0	16,171
令和6年度	25,152	16,576	0	0	0	8,576
増▲減	19,976	12,381	0	0	0	7,595

歳出		令和4年度	令和5年度
予算	事業費	25,152	25,152
	市債+一般財源	8,490	8,490
決算	事業費	25,150	25,148
	市債+一般財源	7,488	8,225

令和8年度	令和9年度	令和10年度
45,128	45,128	45,128
16,171	16,171	16,171

事業概要 (アクティビティ)	生活困窮者及び被保護者のうち、居宅生活への移行の際に支援を必要とする者に対して、転居先となる居宅の確保に関する支援、各種契約手続等に関する相談・助言等居宅生活に移行するための支援及び居宅生活移行後に安定した生活を営むための定着支援等を実施します。 平成28年10月より（中区）寿地区の簡易宿泊所で生活する生活保護受給者を対象として事業を開始し、平成30年度より対象を寿地区以外の簡易宿泊所、無料低額宿泊所、法的位置づけのない施設で生活する生活保護受給者へと拡大しました。また、令和4年度より被保護者向けから、生活困窮者へと支援対象者を拡大しました。							
-------------------	---	--	--	--	--	--	--	--

事業指標① (アウトプット)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
事業利用件数	単位	目標	150	150	150	200	200	200	200
	件	実績	201	150					
事業指標② (アウトカム)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
転居終了件数	単位	目標	100	100	100	100	100	100	100
	件	実績	108	64					

事業目的	<p>①簡易宿泊所や無料低額宿泊所、法的位置づけのない施設等は、本来一時的な居所である前提です。しかし、これらに居住する生活困窮者に対して民間賃貸住宅等への転居支援を行う際、緊急連絡先の確保が難しいことや民間賃貸住宅等での生活経験が乏しいことなどにより、本人が希望しても転居の実現に困難を伴うことが少なくありません。令和4年度より被保護者向けから生活困窮者へ支援対象を拡大し、利用者が増加しました。</p> <p>②生活に困窮し、住まいを失った又はおそれのある者で転居支援が必要な者に対して、居住の確保とその後の安定した住まいを継続的に支援するため、不動産契約等に専門的な知識を持つ職員とCWや自立相談支援員がチームとして問題解決に向けた支援を行うことを目的としています。</p> <p>【被保護者】 横浜市内の簡易宿泊所、無料低額宿泊所、法的位置づけのない施設で生活する生活保護受給者のうち、民間住宅等への転居を希望する者に対して、転居及び転居後の地域での安定した生活の継続に向けた支援を行う。</p> <p>【生活困窮者】 ネットカフェやビジネスホテル等の一時的な居所を利用している、住宅を喪失している住居確保給付金受給の対象となる者のうち、民間住宅等への転居を希望する者に対して、転居及び転居後の地域での安定した生活の継続に向けた支援を行う。</p> <p>・ 居宅移行に向けた相談支援 居宅生活に移行すること及び移行後の転居先となる住宅について、希望や意向を聴取するとともに、転居先候補の紹介や不動産業者への同行、本人確認書類の確保や緊急連絡先の確保、契約手続に関する助言等の居宅生活の移行に向けた相談支援を行う。</p> <p>・ 自立生活安定化支援 地域生活での経験が乏しい等で安定した住居への転居を望まない者に対し、「体験アパート」での生活で問題・改善点が少なくなるよう経験することで地域生活への一歩を進めるようにするための支援を行う（支援開始より概ね6ヶ月）。 各自の状況に応じて、家賃・公共料金の支払い、ゴミ出しなどアパートでの生活を営むために必要な事柄について経験を重ね、実際に地域生活に出た際に不便のないよう、生活の質をあげる支援を行う。 なお、体験アパートは部屋数に限りがあり、時期や期間が利用希望者の意向と添えないことがあるが、利用し転居したものは現在も地域生活を問題なく継続できている。一方で、転居支援に際し、利用者の緊急連絡先の確保が困難な場合に、受託者が緊急連絡先を引き受けざるをえず、支援終了後も無償で緊急連絡先として対応している課題がある。</p> <p>・ 居宅生活移行後に安定した生活を継続するための定着支援 居宅生活移行後、生活する上での困りごと等に関する相談のほか、定期的な電話や訪問により、食事や洗濯、掃除、ごみ出し等生活状況、公共料金等の支払い状況の確認並びに必要な応じた助言等を行う。</p> <p>【無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準省令 令和2年4月1日施行】 14条第2項：無料低額宿泊所は一時的な居住の場と鑑み、契約期間を1年以内に限定するとともに、安定した住居設定に向けた積極的な支援が更求められるようになった。被保護者の自立への一歩である住宅確保にも本事業の必要性がある。</p>
------	--

背景・課題	簡易宿泊所や無料低額宿泊所、法的位置づけのない施設等は、本来一時的な居所ですが、これらに居住する生活困窮者は、緊急連絡先の確保が難しいことや民間賃貸住宅等での生活経験が乏しいことなどにより、本人が希望しても転居の実現に困難を伴うことが少なくありません。
-------	--

根拠法令・方針決裁等	【根拠法令】（国）地域居住支援事業実施要領 横浜市自立生活安定化事業実施要綱・横浜市自立生活安定化支援事業事務取扱要領
------------	--

根拠・データ等	生活保護 相談件数(延べ)・申請件数 令和4年度:26,651件(申請10,430件) 令和5年度:28,104件(申請10,868件) 生活困窮者自立支援制度相談件数(延べ)・申請件数 令和4年度:21,106件(申込2,841) 令和5年度:10,458件(申込2,453) 住居確保給付金 相談件数・(初回)申請件数 令和4年度:3,183件(申込1,217) 令和5年度:1,862件(申込370) 【内訳 住宅喪失者・失うおそれのある者 令和4年度:喪失者10件・おそれ715件 令和5年度:喪失者7件・おそれ328件】 中区寿地区簡易宿泊所件数 令和4年度:115軒 令和5年度:113軒 生活保護受給者数 令和4年度5,105人 令和5年度4,981人 市内無料低額宿泊所数 令和4年4月:44施設・定員1,423人 令和5年4月:39施設・定員1,295人 令和6年4月:40施設・定員1,242人
事業スケジュール	4月～3月(通年) 面談等を通じた課題把握、支援計画策定、転居及び転居後の支援実施 (事業利用については、ケース診断会議等にて本事業の利用を承認の上、委託先と調整し支援開始を行う)
事業開始年度	平成28年度

(単位:千円)						
細事業(事業内訳)	細事業名称		7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	横浜市自立生活安定化事業		45,128	25,152	19,976
		細事業合計	45,128	25,152	19,976	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	伊藤 泰毅	鈴木 大輔	友水 由梨奈

令和7年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	ひきこもり支援課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	10					
歳出予算科目	一般会計	7	款	4	項	1	目	政策番号	14	施策番号	3
事業名称	ひきこもり相談支援事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	31,675	22,274	0	50	0	9,351
令和6年度	27,203	18,887	0	45	0	8,271
増▲減	4,472	3,387	0	5	0	1,080

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	22,373	23,824	25,673	25,673	25,673
	市債＋一般財源	4,411	8,088	7,851	7,851	7,851
決算	事業費	11,521	15,903			
	市債＋一般財源	-5,185	226			

事業概要 (アクティビティ)	ひきこもり状態にある方やその家族が社会から孤立せず、当事者・家族が抱える不安が解消されるよう、市民や支援者向けの理解促進のための情報発信・啓発や当事者・家族等への支援に取り組みます。また、地域で相談支援を行う関係機関との連携やバックアップ体制を強化します。						
-------------------	--	--	--	--	--	--	--

事業指標① (アウトプット)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
研修・講演会等参加者数	単位	目標	600	600	700	1000	1000	1000	1000
	人	実績	4,057	1,304					
事業指標② (アウトカム)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
新規相談件数	単位	目標	260	260	260	260	950	950	950
	件	実績	471	855					

事業目的	ひきこもり状態にある方やその家族を対象とした面談等による個別相談のほか、ひきこもり支援に対する共通理解を促進するための支援者向け研修の実施や、市民の理解を促進するための普及啓発を進めることで、ひきこもりの状態にある方やその家族が社会から孤立せず、当事者・家族が抱える不安が解消されることを目的としています。
------	---

背景・課題	従来、「ひきこもり」は若年層が対象として捉えられてきましたが、近年は中高年層も含む事象となっています。令和4年度に実施した「横浜市子ども・若者実態調査／市民生活実態調査」の結果では、ひきこもり状態にある方の推計人数は、市内全体で約33,000人となっており、その内訳は、15～39歳が約13,000人、40～64歳が約20,000人となっています。 ひきこもりは状態像であり、それ自体が問題ではありません。ひきこもり状態が続いて、本人や家族の困りごとが放置されていないかどうか、社会的孤立が長期に渡っていないかどうか重要であり、必要としている方にどのように情報を届けるかが課題です。
-------	--

根拠法令・方針決裁等	【根拠法令】社会福祉法、生活困窮者自立支援法 【方針決裁等】令和元年12月調整会議
------------	--

根拠・データ等	【横浜市子ども・若者実態調査／市民生活実態調査（令和4年度）】より <ul style="list-style-type: none"> ■市内のひきこもり状態にある方の推計人数は、 <ul style="list-style-type: none"> ・若年（15～39歳）は、「約13,000人（出現率1.36%）」 ・中高年（40～64歳）は、「約20,000人（出現率1.53%）」 ※ひきこもり状態にある方の推計人数＝出現率（有効回答数に占める割合）×各年齢層の推計人口 ■ひきこもり群の定義：ほとんど家から出ない状態が6か月以上継続し、かつ、身体的な病気・障害等をその理由としない者 【子ども・若者の意識と生活に関する調査（令和4年度）、内閣府】より <ul style="list-style-type: none"> ■全国のひきこもり状態にある方の推計人数は「約146万人」。 ■ひきこもり群の定義：自室や家からほとんど出ない状態に加え、趣味の用事や近所のコンビニ以外に外出しない状態が6か月以上続き、かつ、介護、育児等をその理由としない者
---------	--

事業スケジュール	令和2～3年度 支援体制の強化に向けた検討・検討調整 令和4年度～ 電話、来所等による相談支援開始 令和5年度 電話、来所等による相談支援及び啓発・周知の拡充
----------	---

事業開始年度	令和2年度
--------	-------

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	ひきこもり相談支援事業	31,675	27,203	4,472	関係機関に対する有識者の派遣及び相談記録のシステム化等による増
	細事業合計	31,675	27,203	4,472		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 霧生 哲央	係長 長谷川 美樹	加藤 敦
------------------------------------	-------------	--------------	------